

## 少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準が学年進行により段階的に 35 人に引き下げられました。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での 35 人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには 30 人学級の実現が不可欠です。

そのうえ、文部科学大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30 人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。また自民党の教育再生実行会議の第 12 次提言においても中学校への拡充については、「望ましい指導体制の在り方について検討する」とし、前向きな姿勢を示しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校に加え G I G A スクール構想の 1 年前倒し実施など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

1. 中学校の 35 人学級を早急を実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 高等学校の 35 人学級の実現に向けて検討すること。
3. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。とりわけ G I G A スクール構想の実施にともなう I C T サポーターの配置増を早急に行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(令和 3 年 12 月 20 日 可決)

衆 議 院 議 長 殿  
参 議 院 議 長 殿  
内 閣 総 理 大 臣 殿  
財 務 大 臣 殿  
総 務 大 臣 殿  
文 部 科 学 大 臣 殿  
内 閣 官 房 長 官 殿

あて